

### 3 添加物部会

		検討事項の範囲	部 会	分 科 会	諮 問 の 有 無
食品衛生分科会審議	1	法第10条の規定に基づく、人の健康を損なうおそれのない添加物（施行規則別表第1に掲げる添加物の名称の追加又は消除）	○	○	有
	2	法第11条第1項の規定に基づく、添加物の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（本表の4又は5に該当するものを除く。）	○	○	有
	3	平成7年改正法附則第2条の2第1項の規定に基づく、既存添加物名簿に記載されている添加物の名称の消除（人の健康を損なうおそれがある場合）	○	○	有
部会審議	4	法第11条第1項の規定に基づく、添加物の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正（本表の5に該当するものを除く。）に限る。） ただし、その基原、製法、用途等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	△	有
	5	法第11条第1項の規定に基づく、添加物の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。） ただし、その基原、製法、用途等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	▲	有
部会報告	6	法第21条の規定に基づく、食品添加物公定書の作成	△	×	無
	7	平成7年改正法附則第2条の3第4項の規定に基づく、消除予定添加物名簿に記載される添加物の名称の追加又は消除、及び同条第5項の規定に基づく、既存添加物名簿に記載されている添加物の名称の消除（流通実態がない場合）	△	×	無

注)○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。